

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年3月6日（平成30年（行情）諮問第127号）

答申日：平成30年7月2日（平成30年度（行情）答申第157号）

事件名：愛知労働局職員の懲戒処分等に関する文書（特定期間のもの）の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

懲戒処分に関する処分説明書，訓告，嚴重注意に関する文書等（平成18～28年度分）（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした各決定については，別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年8月23日付け愛労発総0823第1号ないし同第11号により，愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

今回以下のような経緯があったが，平成29年10月6日の棄却裁決が厚生労働省の誤判断であり，本来不作為の審査請求で審査会への諮問が必要であったと考えられる。

① 平成29年3月20日に行政文書開示請求を厚生労働省愛知労働局に行った。

② 平成29年7月9日に，法10条や11条に基づく延長が行われていなかったため，開示決定の不作為であるとして審査請求を行った。

（平成29年5月19日から平成29年6月8日までの補正期間はあったが，（その期間を除き）30日，60日経過してもなにも通知がなかった。）

③ 平成29年8月23日に一部が開示決定されました。

④ 平成29年10月6日に審査請求を棄却する裁決があった。

（棄却理由：平成29年8月23日に処分を行っており，審査請求の目的が消滅したため）

本来③の段階で一部開示決定のため、審査会への諮問が必要であった。
(19条違反)

一連の請求において、法令違反(10, 11, 19条違反)があったことから、開示結果が適正であるか疑われる。また処分案件の社会的影響度などから、開示すべきものがあると思われる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者(以下、第3において「請求者」という。)は、平成29年3月20日付け(同月22日受付)で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、行政文書開示請求書のとおり開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁は、当該開示請求に係る対象行政文書が著しく大量であるため、法11条(開示決定等の期限の特例)の規定を適用することとし、平成29年4月21日付けで、その旨請求者に対して通知を行い、当該開示請求に係る行政文書の開示決定等を同年12月28日までに行うこととした。
- (3) 平成29年7月9日、請求者は、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」の欄に列記する文書のうち「懲戒処分に関する処分説明書、訓告、嚴重注意に関する文書等(平成18~28年度分)」について、処分庁の不作為に係る審査請求を提起したが、処分庁は、本件開示請求について、同年8月23日付け愛労発総0823第1号ないし同第11号により、部分開示決定(原処分)を行ったため、本件開示請求については、上記(2)により、同年12月28日まで開示決定期限が延長されていること、及び既に処分庁において部分開示決定が行われていることから、当該審査請求を同年10月6日付けで却下した。
- (4) 本件審査請求は、上記(3)で述べた平成29年8月23日付け愛労発総0823第1号ないし同第11号による原処分に不服があるとして、同年11月19日付け(同月21日受付)で、原処分の取消しを求め、提起されたものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法5条1号の規定により、一部不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

原処分における対象行政文書は、愛知労働局職員の懲戒処分等に係る文書であり、愛知労働局において、探索を行ったところ、平成18年から平成28年特定月日までの間に、別表記載の「懲戒処分書」、「処分説明書」、「人事異動通知書」、「訓告書」、「嚴重注意書」、「嚴重

注意書（口頭）」について184件認められたため、その全てについて本件対象文書として特定した。

ア 懲戒処分書

懲戒処分書は、国家公務員法82条に基づき職員を懲戒処分とする場合に、人事院規則12-0第5条の規定に基づいて交付する文書である。当該文書は、①「懲戒処分書」の文字、②懲戒処分に係る職員の占める官職の組織上の名称等、③懲戒処分に係る職員の氏名、④懲戒処分の内容、⑤懲戒処分を発令した日付、⑥「任命権者」の文字及び任命権者の組織上の名称、⑦任命権者の氏名及び官印から構成されている。なお、人事異動通知書については、標題は「人事異動通知書」であるものの、内容は一般の懲戒処分書と同一である。

イ 処分説明書

処分説明書は、懲戒処分の対象となった職員に対して、処分の内容及び理由等を通知するために、これらの事項が記載された国家公務員法89条1項により作成が義務づけられている文書である。当該文書は、①処分者、②被処分者（所属部課、氏名（ふりがな）、官職、級及び号俸）、③処分の内容（処分発令日、処分効力発生日、処分説明書交付日、根拠法令、処分の種類及び程度、国家公務員倫理法26条による承認の日、処分の理由）から構成されている。

ウ 訓告書、嚴重注意書、嚴重注意書（口頭）

訓告書、嚴重注意書、嚴重注意書（口頭）は、懲戒処分には至らないまでも、発生した非違行為に対し、職員に責任を自覚させ、今後の職務履行の改善向上を図るための監督上の措置を行う際に、量定の重い順に、訓告、嚴重注意、口頭嚴重注意の措置として、それぞれ作成する文書である。

いずれの文書も、①被処分者（所属、氏名、官職）、②処分の内容、③処分の理由、④措置日、⑤措置権者から構成されている。

(2) 原処分における不開示部分について

本件対象文書には、特定の被処分者個人について、上記のとおり、特定の非違行為に対する処分等の内容に関する記載があり、これらの情報は、自己の資質、人格又は名誉等に密接に関わる当該職員固有の情報であるとして、他人に知られたくないと望むのが通常である。このような懲戒処分等の性格からして、懲戒処分等の処分内容及び執行状況等は、処分者、被処分者及び人事担当者のみが知り得るものであり、その取扱いには細心の配慮がなされ、たとえ同じ職場に勤務する職員であっても知ることはできない。

したがって、これらの記載は、法5条1号の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述により特定の個人を識別でき

るものに該当する。

また、被処分者は国家公務員であり、当該事案の中に被処分者の職務に関係する部分が含まれるとしても、懲戒処分を受けることが当該職員に分任された職務の遂行に係る情報ではないことから、同号ただし書八にも該当しない。さらに同号ただし書イ及びロに該当すると認められるべき事情もない。

以上のことから、当該部分を不開示とした。

(3) 請求者の主張について

請求者は、「開示結果が適正であるか疑われる」、「処分案件の社会的影響度から開示すべきものがある」ことを理由として主張するが、上記のとおり、不開示箇所については、法5条各号に基づいて不開示情報該当性を判断しているものであることから、本件結論に影響を及ぼすものとは認められない。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成30年3月6日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月22日 | 審議 |
| ④ 同年6月14日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同月28日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を構成する別表に掲げる文書1ないし文書184について、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書を見分したところ、懲戒処分書（人事異動通知書を含む。以下同じ。）による懲戒処分は、免職1件、停職2件、減給8件及び戒告9件であり、矯正措置書（訓告書、嚴重注意書及び嚴重注意書（口頭））による矯正措置は、訓告30件、嚴重注意30件及び嚴重注意（口頭）84件であり、以下のとおりであると認められる。

ア 懲戒処分書

当該文書は、人事院規則 12-0（職員の懲戒）5条に基づき、被処分者に対して交付しなければならない文書であり、①被処分者の氏名、②官職、③懲戒処分の内容、④交付年月日及び⑤任命権者の官職・氏名を記載する欄が設けられている。

処分庁は、上記のうち、①被処分者の氏名及び②官職について、法5条1号に該当するとして不開示としており、その余の部分は開示している。

イ 処分説明書

当該文書は、懲戒処分を科せられた国家公務員に対し、処分の内容及び理由等を通知するために、国家公務員法89条1項に基づき、処分の事由を記載して、処分権者から被処分者に対して交付する処分説明書であり、その様式は、「処分説明書の様式および記載事項等について」により、人事院において定められているものである。

当該文書には、①当該処分に対する不服申立てについて説明した「（教示）」欄のほか、②処分者の官職及び氏名を記載する「1 処分者」欄、③被処分者の所属部課、氏名、官職、俸給の級及び号俸を記載する「2 被処分者」欄並びに④処分発令日、処分効力発生日、処分説明書交付日、根拠法令、処分の種類及び程度等並びに処分の理由を記載する「3 処分の内容」欄が設けられている。

処分庁は、「2 被処分者」欄のうち、「所属部課」の全部又は一部、「氏名（「ふりがな」を含む。以下同じ。）」、「官職」及び「級及び号俸」並びに「3 処分の内容」欄のうち、「処分の理由」の記載の一部について、法5条1号に該当するとして不開示としており、その余の部分は開示している。

ウ 矯正措置書（訓告書、嚴重注意書及び嚴重注意書（口頭））

当該文書は、厚生労働省職員の訓告等に関する規程に基づき作成する文書であって、①被処分者の所属部課、官職及び氏名、②訓告又は嚴重注意の事由、③（交付）年月日並びに④措置権者の官職及び氏名がそれぞれ記載されている。

処分庁は、被処分者の「所属部課」の一部、「官職」及び「氏名」並びに訓告又は嚴重注意の事由の記載の一部について、法5条1号に該当するとして不開示としており、その余の部分は開示している。

（2）法5条1号該当性について

本件対象文書には、被処分者の非違行為の内容及びこれに対する処分又は措置に関する記載が、当該被処分者の氏名、所属、官職等とともに記載されていることから、本件対象文書に記載された情報は、被処分者に係る文書ごとに、全体として当該懲戒処分又は当該矯正措置の対象と

なった職員に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(3) 法5条1号ただし書該当性について

ア 法5条1号ただし書イ該当性について

(ア) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し確認させたところ、厚生労働省における職員の懲戒処分等の公表については、「懲戒処分の公表指針について（通知）」（平成15年11月10日総参-786 人事院事務総長通知）に基づく関連通達等によって、①職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分、②職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分、③国家公務員倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分のいずれかに該当するものについては、公表対象とすることとしている旨説明する。

(イ) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件懲戒処分等の公表状況を照会させたところ、文書19ないし文書99、文書141、文書142、文書146、文書147、文書155、文書156、文書170ないし文書172に係る懲戒処分等について、公表しているとのことである。

当審査会において、諮問庁から当該報道発表資料の提示を受けて確認したところ、いずれも本件開示請求がなされた時点から1年以上前に公表されたものであることが認められる。

(ウ) 法5条1号ただし書イにいう「公にされている情報」とは、開示請求時点において公表状態に置かれていると評価される情報を意味すると解されること、公務員による非違行為事案の概要が、本件のように被処分者の所属部課、官職、処分発令日、処分の種類・程度、処分の理由など当該職員が誰かを知る手掛かりとなる情報と共に過去のある時点で報道発表され、公衆が広く知り得る状態に置かれると、それにより、当然に特定の個人が識別され、その個人情報が公にされることとなる。それにもかかわらず報道発表がされるのは、同種非違行為事案の再発防止その他職務執行行為の適正及び倫理の保持を図り、それによって公務員に対する国民の信頼の確保に資することを目的としているためであると考えられる。

これに対し、法では、行政機関の諸活動を国民に説明する責務を全うするために、保有情報を求めに応じて開示することを原則としつつも、なお個人情報については、法5条1号及び6条により、個人の権利利益を侵害する程度等との均衡を図りつつ、開示することが求められている。そうすると、上述した報道発表の目的と対比するとき、過去の一時点において事案の概要が報道発表された場合、

当該概要のうち、被処分者の識別・特定に関する情報部分を除いた部分、すなわち非違行為の客観的態様の部分については、時の経過を考慮する必要性が乏しいことから、特段の事情がない限り、開示請求時点においてもなお慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとの性質を失わないと認められる。しかしながら、被処分者の識別・特定に関する情報部分については、報道発表の時点から時間が経過するに従い、事案の社会的影響や事案に関する社会一般の関心や記憶は薄れていき、新聞社名等や報道年月日が特定されない限り次第に公衆が知り得る状態に置かれているとはいえなくなっていくと認められる。それゆえ、報道発表後、相応の時間が経過したような場合においては、報道発表された情報のうち、被処分者の識別・特定に関する情報は、もはや現に「公にされている情報」にも「公にすることが予定されている情報」にも該当しないと解するのが相当である。

(エ) そこで検討すると、本件懲戒処分等のうち上記(イ)に掲げる文書については、公表された非違行為の客観的態様の部分について、今なお公表慣行を認めるべきであり、そのうち別表の4欄に掲げる部分は、公表資料と同様の記述内容であることから、慣行として公にされている情報であると認められ、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきである。その余の部分については、公表資料と同様の内容が記載されている情報であるとは認められない。

また、上記(イ)に掲げる文書を除く文書については、当該文書に係る懲戒処分等が公表されておらず、その予定があることをうかがわせる事情も存しないことから、当該文書で不開示とされている部分は、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。

(オ) 次に、上記(イ)に掲げる文書のうち上記(エ)で開示すべきとする部分を除く部分について更に検討すると、まず、被処分者は公務員であるが、本件事案の中に被処分者の職務遂行中にされた非違行為に係るものが含まれているとしても、処分を受けたことに関する情報は、被処分者に分任された職務の遂行の内容に係る情報とは認められず、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ)にいう「職務遂行に係る情報」に該当するとはいえないので、当該部分のうち当該職員の氏名について申合せの適用はないことから、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。また、その余の部分についても同号ただし書イに該当するとは認められない。

イ 法5条1号ただし書ロ及びハ該当性について

本件不開示部分に記載された情報は、人の生命、健康、生活又は財

産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められないことから、法5条1号ただし書口に該当するとは認められない。

また、被処分者は公務員であり、本件事案の中に被処分者の職務に関係する部分が含まれているとしても、処分を受けることは、被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえないことから、法5条1号ただし書八に該当するとは認められない。

(4) 法6条2項の部分開示の可否について

次に、法6条2項の部分開示の可否について検討する。

ア 懲戒処分書の被処分者の「氏名」及び「官職」、処分説明書の「2 被処分者」欄の「所属部課」、「氏名」、「官職」及び「級及び号俸」の部分並びに矯正措置書（訓告書、嚴重注意書及び嚴重注意書（口頭））の被処分者の「所属部課」、「官職」及び「氏名」の部分は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 処分説明書の「3 処分の内容」欄の「処分の理由」並びに矯正措置書（訓告書、嚴重注意書及び嚴重注意書（口頭））の訓告又は嚴重注意の事由の記載の不開示部分は、これらを公にした場合、同僚、知人その他の関係者においては、当該被処分者が誰であるかを知る手掛かりとなり、その結果、懲戒処分等の内容や非違行為の詳細等、当該被処分者にとって他者に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになり、当該被処分者の権利利益が害されるおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした各決定については、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別表

1 年度	2 文書番号	3 文書名	4 開示すべき部分
平成 18 年度	文書1	平成18年6月16日付け 厳重注意書（口頭）	なし
	文書2	平成18年6月16日付け 厳重注意書（口頭）	なし
	文書3	平成18年6月16日付け 厳重注意書（口頭）	なし
	文書4	平成18年6月16日付け 厳重注意書（口頭）	なし
	文書5	平成18年6月16日付け 厳重注意書（口頭）	なし
	文書6	平成18年6月16日付け 厳重注意書（口頭）	なし
	文書7	平成18年7月13日付け 厳重注意書（口頭）	なし
	文書8	平成18年7月13日付け 厳重注意書（口頭）	なし
	文書9	平成18年7月13日付け 厳重注意書（口頭）	なし
	文書10	平成18年7月13日付け 厳重注意書（口頭）	なし
	文書11	平成18年8月8日付け 厳重注意書（口頭）	なし
	文書12	平成18年8月8日付け 厳重注意書（口頭）	なし
	文書13	平成18年8月8日付け 懲戒処分書	なし
	文書14	平成18年8月8日付け 処分説明書	なし
	文書15	平成18年9月4日付け 懲戒処分書	なし
	文書16	平成18年9月4日付け 処分説明書	なし
	文書17	平成18年10月31日 付け厳重注意書（口頭）	なし

文書18	平成18年10月31日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書19	平成18年11月10日 付け懲戒処分書	なし
文書20	平成18年11月10日 付け処分説明書	なし
文書21	平成18年11月10日 付け懲戒処分書	なし
文書22	平成18年11月10日 付け処分説明書	なし
文書23	平成18年11月10日 付け訓告書	なし
文書24	平成18年11月10日 付け訓告書	なし
文書25	平成18年11月10日 付け訓告書	なし
文書26	平成18年11月10日 付け訓告書	なし
文書27	平成18年11月10日 付け訓告書	なし
文書28	平成18年11月10日 付け訓告書	なし
文書29	平成18年11月10日 付け訓告書	なし
文書30	平成18年11月10日 付け訓告書	なし
文書31	平成18年11月10日 付け訓告書	なし
文書32	平成18年11月10日 付け訓告書	なし
文書33	平成18年11月10日 付け訓告書	なし
文書34	平成18年11月10日 付け訓告書	なし
文書35	平成18年11月10日 付け訓告書	なし
文書36	平成18年11月10日	なし

	付け訓告書	
文書 37	平成18年11月10日 付け訓告書	なし
文書 38	平成18年11月10日 付け訓告書	なし
文書 39	平成18年11月10日 付け訓告書	なし
文書 40	平成18年11月10日 付け嚴重注意書	なし
文書 41	平成18年11月10日 付け嚴重注意書	なし
文書 42	平成18年11月10日 付け嚴重注意書	なし
文書 43	平成18年11月10日 付け嚴重注意書	なし
文書 44	平成18年11月10日 付け嚴重注意書	なし
文書 45	平成18年11月10日 付け嚴重注意書	なし
文書 46	平成18年11月10日 付け嚴重注意書	なし
文書 47	平成18年11月10日 付け嚴重注意書	なし
文書 48	平成18年11月10日 付け嚴重注意書	なし
文書 49	平成18年11月10日 付け嚴重注意書	なし
文書 50	平成18年11月10日 付け嚴重注意書	なし
文書 51	平成18年11月10日 付け嚴重注意書	なし
文書 52	平成18年11月10日 付け嚴重注意書	なし
文書 53	平成18年11月10日 付け嚴重注意書	なし
文書 54	平成18年11月10日 付け嚴重注意書	なし

文書 5 5	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書	なし
文書 5 6	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書	なし
文書 5 7	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書	なし
文書 5 8	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書	なし
文書 5 9	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書	なし
文書 6 0	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 6 1	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 6 2	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 6 3	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 6 4	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 6 5	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 6 6	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 6 7	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 6 8	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 6 9	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 7 0	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 7 1	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 7 2	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 7 3	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日	なし

	付け嚴重注意書（口頭）	
文書 7 4	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 7 5	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 7 6	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 7 7	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 7 8	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 7 9	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 8 0	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 8 1	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 8 2	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 8 3	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 8 4	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 8 5	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 8 6	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 8 7	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 8 8	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 8 9	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 9 0	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
文書 9 1	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け嚴重注意書（口頭）	なし

	文書 9 2	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け厳重注意書（口頭）	なし
	文書 9 3	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け厳重注意書（口頭）	なし
	文書 9 4	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け厳重注意書（口頭）	なし
	文書 9 5	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け厳重注意書（口頭）	なし
	文書 9 6	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け厳重注意書（口頭）	なし
	文書 9 7	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け厳重注意書（口頭）	なし
	文書 9 8	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け厳重注意書（口頭）	なし
	文書 9 9	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日 付け厳重注意書	なし
	文書 1 0 0	平成 1 9 年 3 月 3 0 日付 け懲戒処分書	なし
	文書 1 0 1	平成 1 9 年 3 月 3 0 日付 け処分説明書	なし
	文書 1 0 2	平成 1 9 年 3 月 3 0 日付 け厳重注意書	なし
平成 1 9 年度	文書 1 0 3	平成 1 9 年 4 月 2 7 日付 け懲戒処分書	なし
	文書 1 0 4	平成 1 9 年 4 月 2 7 日付 け処分説明書	なし
	文書 1 0 5	平成 1 9 年 4 月 2 7 日付 け懲戒処分書	なし
	文書 1 0 6	平成 1 9 年 4 月 2 7 日付 け処分説明書	なし
	文書 1 0 7	平成 1 9 年 4 月 2 7 日付 け懲戒処分書	なし
	文書 1 0 8	平成 1 9 年 4 月 2 7 日付 け処分説明書	なし
	文書 1 0 9	平成 1 9 年 4 月 2 7 日付 け懲戒処分書	なし
	文書 1 1 0	平成 1 9 年 4 月 2 7 日付	なし

		け処分説明書	
	文書111	平成19年4月27日付 け懲戒処分書	なし
	文書112	平成19年4月27日付 け処分説明書	なし
	文書113	平成19年4月27日付 け懲戒処分書	なし
	文書114	平成19年4月27日付 け処分説明書	なし
	文書115	平成19年4月27日付 け懲戒処分書	なし
	文書116	平成19年4月27日付 け処分説明書	なし
	文書117	平成19年4月27日付 け懲戒処分書	なし
	文書118	平成19年4月27日付 け処分説明書	なし
	文書119	平成19年5月28日付 け訓告書	なし
	文書120	平成19年8月10日付 け懲戒処分書	なし
	文書121	平成19年8月10日付 け処分説明書	なし
	文書122	平成19年8月20日付 け訓告書	なし
	文書123	平成19年8月20日付 け嚴重注意書（口頭）	なし
	文書124	平成19年11月9日付 け訓告書	なし
	文書125	平成19年11月9日付 け訓告書	なし
平成 20 年度	文書126	平成20年10月14日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
	文書127	平成20年10月14日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
	文書128	平成20年11月12日 付け嚴重注意書（口頭）	なし

	文書129	平成20年11月12日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
平成 21 年度	文書130	平成21年4月27日付 け訓告書	なし
	文書131	平成21年6月22日付 け嚴重注意書（口頭）	なし
	文書132	平成21年7月8日付け 嚴重注意書（口頭）	なし
	文書133	平成21年7月8日付け 嚴重注意書（口頭）	なし
	文書134	平成21年10月16日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
	文書135	平成21年11月24日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
	文書136	平成21年11月25日 付け嚴重注意書	なし
	文書137	平成22年2月18日付 け嚴重注意書（口頭）	なし
	文書138	平成22年2月18日付 け嚴重注意書（口頭）	なし
	文書139	平成22年3月26日付 け嚴重注意書（口頭）	なし
	文書140	平成22年3月26日付 け嚴重注意書（口頭）	なし
平成 22 年度	文書141	平成22年10月29日 付け人事異動通知書	なし
	文書142	平成22年10月29日 付け処分説明書	「処分の理由」欄2行目6文字目ないし18文字目，21文字目ないし30文字目及び34文字目ないし37文字目並びに3行目7文字目ないし10文字目
	文書143	平成23年3月30日付 け訓告書	なし
	文書144	平成23年3月30日付 け嚴重注意書	なし
	文書145	平成23年3月30日付	なし

		け嚴重注意書	
平成 23 年度	文書146	平成23年6月3日付け 懲戒処分書	なし
	文書147	平成23年6月3日付け 処分説明書	「処分の理由」欄2行目18文字目ないし27文字目、29文字目ないし35文字目及び41文字目ないし3行目1文字目、3行目4文字目ないし19文字目、5行目28文字目ないし40文字目及び42文字目ないし45文字目、6行目6文字目、7文字目及び11文字目ないし42文字目、7行目7文字目ないし14文字目、18文字目、19文字目及び37文字目ないし44文字目並びに8行目1文字目ないし19文字目、25文字目ないし30文字目及び36文字目ないし44文字目
	文書148	平成23年7月11日付け 訓告書	なし
	文書149	平成23年7月27日付け け嚴重注意書（口頭）	なし
	文書150	平成23年9月2日付け 嚴重注意書（口頭）	なし
	文書151	平成23年9月6日付け 訓告書	なし
	文書152	平成23年9月20日付け け嚴重注意書（口頭）	なし
	文書153	平成23年10月11日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
	文書154	平成23年10月11日 付け嚴重注意書（口頭）	なし
	文書155	平成23年11月24日 付け懲戒処分書	なし
文書156	平成23年11月24日	「処分の理由」欄5行目21	

		付け処分説明書	文字目ないし44文字目及び6行目3文字目ないし7行目25文字目
	文書157	平成24年2月1日付け訓告書	なし
	文書158	平成24年2月1日付け訓告書	なし
平成24年度	文書159	平成24年6月20日付け嚴重注意書(口頭)	なし
	文書160	平成24年7月17日付け嚴重注意書(口頭)	なし
	文書161	平成24年8月31日付け懲戒処分書	なし
	文書162	平成24年8月31日付け処分説明書	なし
	文書163	平成25年2月1日付け訓告書	なし
平成25年度	文書164	平成25年4月26日付け嚴重注意書(口頭)	なし
	文書165	平成25年10月10日付け嚴重注意書(口頭)	なし
	文書166	平成25年10月11日付け嚴重注意書(口頭)	なし
	文書167	平成25年11月7日付け嚴重注意書(口頭)	なし
	文書168	平成26年1月14日付け嚴重注意書(口頭)	なし
	文書169	平成26年3月24日付け嚴重注意書(口頭)	なし
平成26年度	文書170	平成27年1月23日付け嚴重注意書	なし
平成27年度	文書171	平成27年10月7日付け懲戒処分書	なし
	文書172	平成27年10月7日付け処分説明書	「処分の理由」欄1行目6文字目ないし15文字目及び18文字目ないし27文字目,

			3行目31文字目ないし40文字目, 4行目2文字目ないし11文字目及び28文字目ないし5行目4文字目, 5行目11文字目ないし15文字目及び25文字目ないし6行目5文字目, 6行目8文字目ないし11文字目及び17文字目ないし38文字目並びに7行目2文字目ないし9文字目
	文書173	平成27年10月7日付け訓告書	なし
	文書174	平成27年10月7日付け訓告書	なし
	文書175	平成27年10月7日付け嚴重注意書	なし
	文書176	平成27年10月7日付け嚴重注意書	なし
	文書177	平成28年3月30日付け嚴重注意書(口頭)	なし
	文書178	平成28年3月30日付け嚴重注意書(口頭)	なし
	文書179	平成28年3月25日付け懲戒処分書	なし
	文書180	平成28年3月25日付け処分説明書	なし
	文書181	平成28年3月25日付け嚴重注意書	なし
平成28年度	文書182	平成29年2月16日付け嚴重注意書	なし
	文書183	平成29年3月8日付け嚴重注意書(口頭)	なし
	文書184	平成29年3月8日付け嚴重注意書(口頭)	なし